

2022 年 10 月 8 日

各市町村長 様
各市町村議會議長 様

(陳情団体)



介護保険制度の改善を求める陳情書

介護保険が始まってから 22 年。この間、65 歳以上加入者の保険料は 2 倍以上、利用者 2 割、3 割負担の導入など国民の負担は増え続け、政府が掲げる「介護離職ゼロ」とは裏腹に介護のための離職者は毎年約 10 万人に及ぶなど、「介護の社会化」とは正反対の状況が続いている。

さらに、新型コロナウイルス感染症は、事態をいっそう深刻にし、新たな介護弱者を生み出し、介護現場では経営難と深刻な人手不足が続いている。

今、まさに、このような加入者、利用者、事業所、介護従事者が抱えている困難を解決するため緊急の改善策が求められている。

ところが、政府は 2023 年通常国会に向けて、利用者負担の原則 2 割化などの利用者負担増、ケアプランの有料化、要介護 1・2 の訪問介護等の総合事業への移行など、いっそうの給付削減、利用者負担増をすすめようとしており、到底容認できない。

よって、国においては介護保障を充実するために、次の事項の改善を求める。

【陳情項目】

1. 安心して介護サービスを提供できるよう新型コロナウイルス感染症対策を強化すること。
2. 新たな給付削減・負担増はおこなわず、拡大・軽減すること。
 - ①利用料の 2 割負担、3 割負担を 1 割に戻すこと。低所得者の利用料減免措置を講じること。
 - ②ケアプラン有料化、介護保険施設での多床室室料の徴収など、これ以上の利用者負担増はしないこと。
 - ③総合事業に移行した要支援 1・2 の訪問介護等の「従前相当サービス」を現行の予防給付に戻すこと。要介護者に対象を広げないこと。
 - ④2021 年 8 月から実施した補足給付の改定を取りやめ、「資産要件」「配偶者要件」を撤廃すること。対象を認知症グループホーム、介護付き有料老人ホームなど特定施設に拡大すること。
 - ⑤訪問介護の回数による届出制限は中止すること。
3. 特別養護老人ホームの入所対象を要介護 1 以上に戻すこと。
4. 介護報酬を大幅に引上げ、介護基盤の維持・向上に努めること。
5. 公費を投入して介護保険料を引き下げるここと。
6. 以上の制度改善、高齢者の介護保険料負担を軽減するために、保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げること。

介護保険制度の改善を求める意見書(案)

介護保険が始まってから 22 年。この間、65 歳以上加入者の保険料は 2 倍以上、利用者 2 割、3 割負担の導入など国民の負担は増え続け、政府が掲げる「介護離職ゼロ」とは裏腹に介護のための離職者は毎年約 10 万人に及ぶなど、「介護の社会化」とは正反対の状況が続いている。

さらに、新型コロナウイルス感染症は、事態をいっそう深刻にし、新たな介護弱者を生み出し、介護現場では経営難と深刻な人手不足が続いている。

今、まさに、このような加入者、利用者、事業所、介護従事者が抱えている困難を解決するために緊急の改善策が求められている。

ところが、政府は 2023 年通常国会に向けて、利用者負担の原則 2 割化などの利用者負担増、ケアプランの有料化、要介護 1・2 の訪問介護等の総合事業への移行など、いっそうの給付削減、利用者負担増をすすめようとしており、到底容認できない。

よって、国においては介護保障を充実するために、次の事項の改善を求める。

1. 安心して介護サービスを提供できるよう新型コロナウイルス感染症対策を強化すること。

2. 新たな給付削減・負担増はおこなわず、拡大・軽減すること。

①利用料の 2 割負担、3 割負担を 1 割に戻すこと。低所得者の利用料減免措置を講じること。

②ケアプラン有料化、介護保険施設での多床室室料の徴収など、これ以上の利用者負担増はしないこと。

③総合事業に移行した要支援 1・2 の訪問介護等の「従前相当サービス」を現行の予防給付に戻すこと。要介護者に対象を広げないこと。

④2021 年 8 月から実施した補足給付の改定を取りやめ、「資産要件」「配偶者要件」を撤廃すること。対象を認知症グループホーム、介護付き有料老人ホームなど特定施設に拡大すること。

⑤訪問介護の回数による届出制限は中止すること。

3. 特別養護老人ホームの入所対象を要介護 1 以上に戻すこと。

4. 介護報酬を大幅に引上げ、介護基盤の維持・向上に努めること。

5. 公費を投入して介護保険料を引き下げるこ。

6. 以上の制度改善、高齢者の介護保険料負担を軽減するために、保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛